



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号

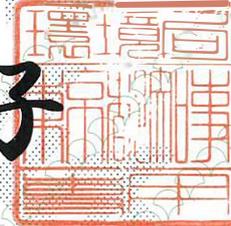
氏名 大谷清運株式会社  
代表取締役 二木 玲子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 5月 1日

許可の有効年月日 令和12年 4月30日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上12種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上5種類)

## 2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおり)

施設所在地

(1) 東京都足立区入谷八丁目14番29号

(2) 東京都足立区入谷九丁目4番13号

(3) 東京都足立区入谷九丁目8番9号

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設(1)、(2)、(3)の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」

及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 5月 1日 新規許可

令和 5年 5月 1日 更新許可 第6回

令和 5年 12月 4日 変更届 施設の廃止(東京都葛飾区水元一丁目3番13号)

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)

都認定番号:5-20-B0011

産廃エキスパート



2. 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都足立区入谷八丁目14番29号 保管面積：532m<sup>2</sup> 最大保管高さ：0.89m

産業廃棄物の種類	保管量
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんに限る。）	ドラム缶6個 : 1.2m <sup>3</sup>

(2) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目4番13号 保管面積：2,503m<sup>2</sup> 最大保管高さ：2m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）	直置き : 24 m <sup>3</sup>

(3) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目8番9号 保管面積：1,257m<sup>2</sup> 最大保管高さ：1.4m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	ドラム缶3個 : 0.6m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯管（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶3個 : 0.87m <sup>3</sup>
がれき類	コンテナ2個 : 2.0m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんに限る。）	ドラム缶3個 : 0.6m <sup>3</sup> コンテナ1個 : 8.0m <sup>3</sup>
保管量合計	12.07m <sup>3</sup>

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙のリサイクルできません。